

指定基準等の検討に関する資料

農林水産省

事務処理特例制度による農地法の農地転用許可権限及び 農振法の開発許可権限の市町村への移譲について(平成27年)

都道府県名	市町村数	権限移譲市町村数	農地転用許可 (※1)		開発許可 (※2)	両制度とも移譲	都道府県名	市町村数	権限移譲市町村数	農地転用許可		開発許可	両制度とも移譲
			農業委員会へ委任	農業委員会へ委任						農業委員会へ委任	農業委員会へ委任		
北海道	179	152	130	113	141	119	滋賀県	19	19	18	18	19	18
青森県	40	8	6	5	5	3	京都府	26	0	0	0	0	0
岩手県	33	4	4	4	0	0	大阪府	43	42	25	24	40	23
宮城県	35	5	4	4	1	0	兵庫県	41	0	0	0	0	0
秋田県	25	23	16	13	23	16	奈良県	39	0	0	0	0	0
山形県	35	16	6	6	16	6	和歌山県	30	30	21	19	30	21
福島県	59	4	4	4	0	0	鳥取県	19	3	2	2	1	0
茨城県	44	26	26	26	1	1	島根県	19	12	12	12	0	0
栃木県	25	15	15	15	15	15	岡山県	27	27	27	20	27	27
群馬県	35	13	13	13	0	0	広島県	23	23	23	20	20	20
埼玉県	63	3	2	1	1	0	山口県	19	12	11	10	11	10
千葉県	54	3	3	3	0	0	徳島県	24	12	9	9	12	9
東京都	39	0	0	0	0	0	香川県	17	1	1	1	0	0
神奈川県	33	2	2	0	0	0	愛媛県	20	0	0	0	0	0
山梨県	27	1	1	1	0	0	高知県	34	2	2	2	0	0
長野県	77	7	7	7	0	0	福岡県	60	0	0	0	0	0
静岡県	35	18	18	18	18	18	佐賀県	20	1	1	1	0	0
新潟県	30	25	20	20	23	18	長崎県	21	6	1	1	5	0
富山県	15	0	0	0	0	0	熊本県	45	5	5	5	0	0
石川県	19	0	0	0	0	0	大分県	18	7	7	5	0	0
福井県	17	4	4	4	4	4	宮崎県	26	1	1	1	1	1
岐阜県	42	12	12	2	0	0	鹿児島県	43	20	20	20	0	0
愛知県	54	3	2	2	3	2	沖縄県	41	7	7	7	0	0
三重県	29	19	19	15	0	0	計	1,718	593	507	453	417	331
							割合	100%	35%	30%	※3 (89%)	24%	19%

資料：平成27年4月1日現在（農林水産省農村計画課調べ）

注：※1は、農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用許可、※2は、農振法第15条の2の規定に基づく開発許可をいう。

※3は、農地転用許可権限が移譲されている市町村のうち農業委員会に事務委任しているものの割合

農地転用許可事務実態調査の結果について

単位：件

調査時期・許可の主体	調査対象事案	要改善事案		本来許可できない事案	
		件数	割合	件数	割合
平成22年度（平成21年許可事案）	2,350	290	12.3%	14	0.6%
都道府県	1,752	212	12.1%	11	0.6%
市町村	598	78	13.0%	3	0.5%
平成23年度（平成22年許可事案）	2,200	311	14.1%	35	1.6%
都道府県	1,100	153	13.9%	19	1.7%
市町村	1,100	158	14.3%	16	1.5%
平成24年度（平成23年許可事案）	2,177	343	15.8%	42	1.9%
都道府県	1,480	222	15.0%	32	2.2%
市町村	697	121	17.3%	10	1.4%
平成25年度（平成24年許可事案）	2,180	274	12.6%	18	0.8%
都道府県	1,117	119	10.7%	14	1.3%
市町村	1,063	155	14.6%	4	0.4%

資料：「農地転用許可事務実態調査」

注：「市町村」とは、都道府県が定める地方自治法第252条の17の2第1項に規定する条例に基づき権限移譲を受けた市町村をいう。

農地転用許可の許可件数別の市町村数(平成25年)

単位:件

区分	全市町村		事務処理特例市町村		左記以外の市町村 (都道府県知事許可)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0件	163	9%	61	13%	102	8%
1~10件	485	28%	133	28%	352	28%
11~20件	244	14%	42	9%	202	16%
21~30件	160	9%	33	7%	127	10%
31~40件	128	7%	34	7%	94	8%
41~50件	106	6%	19	4%	87	7%
51~100件	242	14%	74	16%	168	14%
101~200件	130	8%	50	11%	80	6%
201~300件	38	2%	13	3%	25	2%
301~500件	18	1%	12	3%	6	0.5%
501件~	5	0.3%	4	1%	1	0.1%
	1,719	100%	475	100%	1,267	100%

(資料)農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」を基に農村計画課作成

違反転用事案に対する対応状況

単位：件、ha

	新規発見		行政庁が講じた措置					
			①是正指導のうち改善 計画書を求めたもの		②勧告・原状回復 命令等		③追認許可	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成22年	6,519	469	3,467	241	126	22	5,712	376
平成23年	6,790	465	2,761	209	54	7	6,039	384
平成24年	4,882	336	2,836	185	49	7	4,443	288
平成25年	5,403	385	2,979	195	39	6	4,923	325
平成26年	3,922	287	2,267	152	88	15	3,650	239

資料： 農林水産省農村計画課調べ

注：・ 「新規発見」とは、各年内中に新たに発見した違反転用をいう。

・ 「行政庁が講じた措置」とは、新規発見されたもののうち、当該年中に許可権者等が違反転用事業者に対して講じた措置をいう。

なお、「②勧告・原状回復命令等」は「①是正指導」を行った上で措置を講じている。また、「③追認許可」についても「①是正指導」を行った上で措置を講じたものがあり、件数・面積に重複がある。